

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	平成19年6月15日
【事業年度】	第16期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 起橋 俊男
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
【電話番号】	098（869）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 仲宗根 朝整
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
【電話番号】	098（869）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 仲宗根 朝整
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益(千円)	39,980,846	42,815,349	44,582,154	46,077,044	46,883,279
経常利益(千円)	2,704,527	6,539,252	7,861,288	9,700,568	11,003,089
当期純利益(千円)	1,773,929	4,214,936	5,028,765	6,074,202	6,927,958
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—
資本金(千円)	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581
発行済株式総数(株)	68,355	68,355	136,710	273,420	273,420
純資産額(千円)	9,540,835	13,606,454	18,396,298	23,677,342	29,201,828
総資産額(千円)	22,411,296	22,953,895	26,348,506	31,562,071	36,754,949
1株当たり純資産額(円)	139,452.50	198,918.21	134,494.90	86,558.74	106,802.09
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2,000.00 (875.00)	3,000.00 (1,000.00)	4,000.00 (2,000.00)	4,500.00 (2,000.00)	6,000.00 (2,500.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	25,826.49	61,524.93	36,714.70	22,177.43	25,338.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	42.6	59.3	69.8	75.0	79.5
自己資本利益率(%)	20.3	36.4	31.4	28.9	26.2
株価収益率(倍)	3.23	12.53	11.90	12.49	14.72
配当性向(%)	7.7	4.9	8.2	20.3	23.7
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	4,405,114	8,034,858	8,862,847	9,941,009	9,386,555
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△2,752,695	△2,246,550	△2,824,412	△7,309,022	△8,963,993
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△1,738,730	△4,486,079	△2,437,417	△2,466,217	△1,918,903
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	496,768	1,798,996	5,400,014	5,565,783	4,069,441
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	82	86	82 (111)	84 (125)	92 (146)

(注) 1. 上記の数値には、消費税及び地方消費税(以下消費税等)は含まれておりません。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので「最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 第14期及び第15期において、平成16年11月22日付及び平成17年9月22日付で所有株式1株を2株の割合で分割しております。なお、1株当たり当期純利益金額は期首に分割が行われたものとして計算しております。

## 2【沿革】

平成2年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、KDDI株式会社（旧第二電電株式会社）をはじめ有力企業の出資により、平成3年6月1日に設立されました。

その後の経緯は以下の通りであります。

平成4年3月	第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。
平成4年4月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成4年7月	セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。
平成4年10月	携帯・自動車電話サービス開始。
平成6年4月	移動機売切り制の実施。
平成7年7月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成8年11月	デジタル（PDC）方式のサービスを開始。
平成9年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成10年7月	デジタル（CDMA）方式のサービスを開始。
平成11年5月	E Z w e b（イージーウェブ）サービスの開始。
平成11年11月	プリペイド式携帯電話サービスの開始。
平成12年1月	パケット通信サービスの開始。
平成12年4月	国際ローミングサービス（GLOBAL PASSPORT）の開始。
平成12年6月	第3世代携帯電話システム（IMT-2000）の認可を郵政省から受ける。
平成12年7月	携帯電話サービスのブランド a u（エーユー）の開始。
平成12年9月	アナログ（TACS）方式のサービスを終了。
平成14年4月	第3世代携帯電話システム「CDMA 1X」サービス開始。
平成14年11月	本店所在地を現所在地に移転（那覇市久茂地）。
平成15年3月	デジタル（PDC）方式のサービスを終了。
平成15年11月	ブロードバンドケータイ「CDMA 1X WIN」サービス開始。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年10月	「携帯電話番号ポータビリティ」の開始。

### 3【事業の内容】

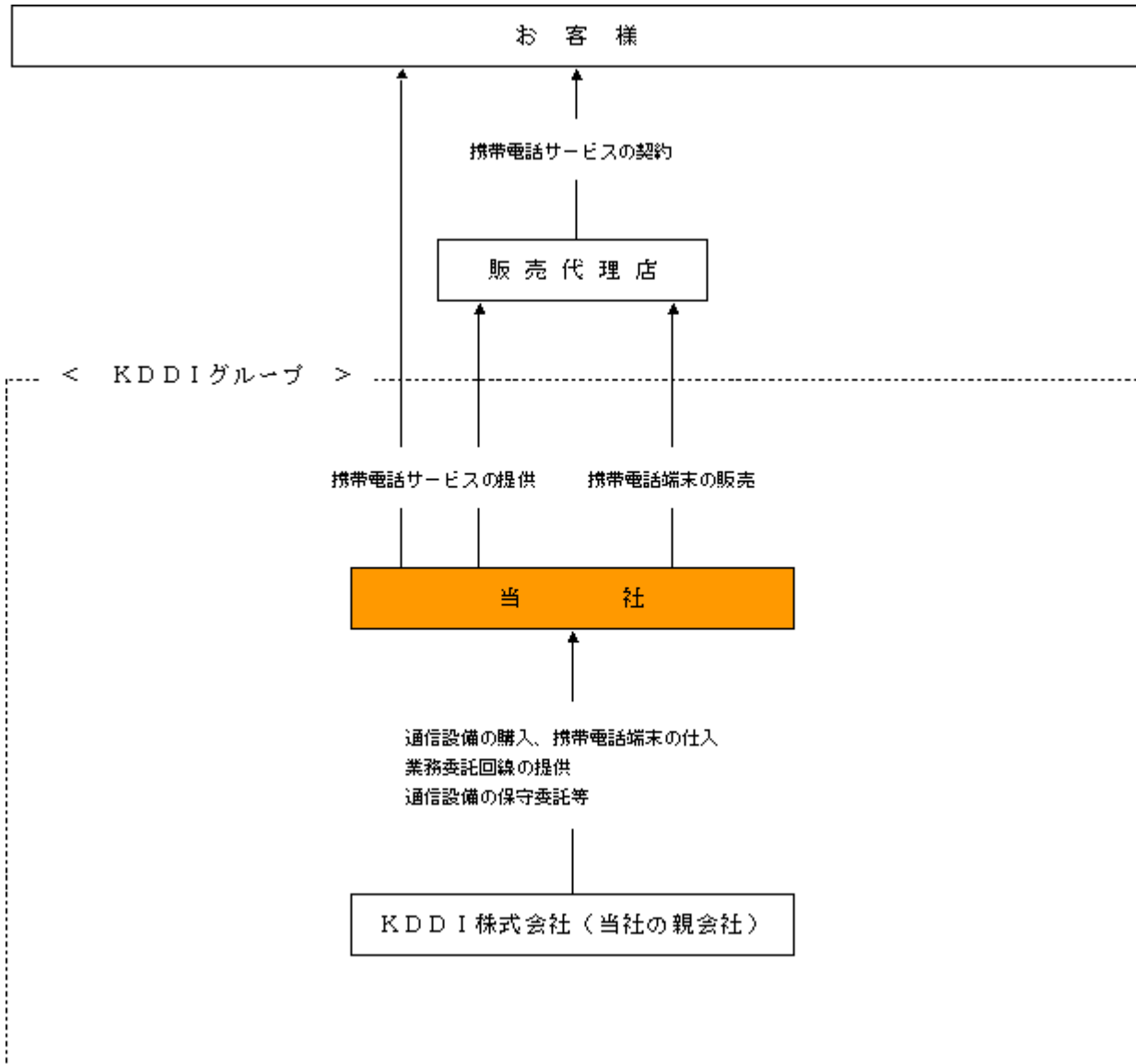
#### (1) 事業の内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び当社の親会社であるKDD I 株式会社により構成されており、携帯電話サービスの提供を主たる業務としております。

当社は当社の親会社であるKDD I 株式会社から、通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入を行っているほか業務委託回線の提供を受けており、当社のお客様であります携帯電話契約者に対しては、携帯電話サービスの提供を行っております。

#### [事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



## (2) その他

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信サービスを提供する電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく登録等を受ける必要があります。また無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

### ① 電気通信事業法

#### a. 電気通信事業の登録（第9条）

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りではない。

#### b. 変更登録等（第13条）

第9条の登録を受けた者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

#### c. 登録の取消し（第14条）

総務大臣は、第9条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

イ. 当該第9条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

ロ. 不正の手段により第9条の登録又は第13条第1項の変更登録を受けたとき。

ハ. 第12条（登録の拒否）第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

#### d. 電気通信事業の届出（第16条）

電気通信事業を営もうとする者（第9条の登録を受けるべき者を除く。）は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

同届出をした者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

#### e. 承継（第17条）

電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人は、電気通信事業者の地位を承継する。

同項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

#### f. 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。

#### g. 基礎的電気通信役務の契約約款（第19条）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### h. 提供条件の説明（第26条）

電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

#### i. 苦情等の処理（第27条）

電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

j. 禁止行為等（第30条）

総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を次に掲げる規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

イ. 指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- ・その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- ・他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

ロ. 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第1項の規定により指定された電気通信事業者又は第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

ハ. 第1項の規定により指定された電気通信事業者及び第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

k. 電気通信回線設備との接続（第32条）

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- イ. 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- ロ. 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- ハ. 前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

l. 第二種指定電気通信設備との接続（第34条）

総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が四分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除して計算。）を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、その実施の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

m. 外国政府等との協定等の認可（第40条）

電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

n. 事業の認定（第117条）

電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定（土地の使用）の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

o. 欠格事由（第118条）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条（事業の認定）第1項の認定を受けることができない。

イ. この法律又は有線電気通信法 若しくは電波法 の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ. 第125条（認定の失効）第1号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者又は第126条（認定の取消し）第1項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

ハ. 法人又は団体であつて、その役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの

p. 変更の認定等（第122条）

認定電気通信事業者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

q. 承継（第123条）

認定電気通信事業者たる法人が合併又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡をしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

r. 事業の休止及び廃止（第124条）

認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

s. 認定の取消し（第126条）

総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

イ. 第118条（欠格事由）第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

ロ. 第120条（事業の開始の義務）第1項の規定により指定した期間（同条第3項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業を開始しないとき。

ハ. 前2号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

## ② 電波法

a. 無線局の開設（第4条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

b. 欠格事由（第5条第3項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

イ. この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

ロ. 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。

ハ. 電波法第27条の15第1項（第3号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。

c. 変更等の許可（第17条）

免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

d. 無線局の廃止（第22条）

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

e. 無線局の免許の取消等（第76条）

(a) 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

(b) 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

イ. 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。

- ロ. 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
  - ハ. 前項の規定による命令又は制限に従わないとき。
  - ニ. 免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- (c) 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
- イ. 第27条の5第1項第4号の期限（第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
  - ロ. 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
  - ハ. 不正な手段により包括免許若しくは第27条の8の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。
  - ニ. 第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。
  - ホ. 包括免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- (d) 総務大臣は、第3項（第4号を除く。）及び第4項（第5号を除く。）の規定により免許の取消しをしたときは、当該免許人等であった者が受けている他の無線局の免許又は第27条の13第1項の開設計画の認定を取り消すことができる。

### ③ 非対称規制の整備

平成13年6月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、平成13年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。



#### 4【関係会社の状況】

親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
KDD I 株式会社	東京都新宿区	141,851	固定通信事業(国内、国際通信サービス、インターネットサービス、ソリューションサービス等)、移動通信事業(携帯電話サービス、携帯電話端末販売等)	51.51	通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入。 通信設備の保守等。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。

(注) KDD I 株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。

#### 5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
92 (146)	40.1	8.8	7,289,857

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社外から当社への出向者を含み、役員及び兼務役員の14名を除いております。)であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満で、特記する事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

わが国経済は、原油価格の動向が内外経済に与える影響等に留意する必要があるものの、企業収益の改善や設備投資の増加などにより、景気は回復基調を保っております。

また、当社業務区域の沖縄県の経済も、個人消費が堅調に推移しており、観光も引き続き好調を維持しているほか、建設においても民間工事が増加基調にあるなど、景気は順調に拡大の速さを増してきております。

この間、国内携帯電話業界（PHSを除く）におきましては、全国の平成19年3月末のご契約数が96,717千契約（前期末比4,925千契約増）、沖縄県では885千契約（前期末比40千契約増）となり、携帯電話市場の成熟化が進展する中、平成18年10月24日に開始された「携帯電話番号ポータビリティ」（MNP:Mobile Number Portability）のもと、第3世代携帯電話を中心に新サービス・新コンテンツの提供や、機能面で付加価値の高い携帯電話端末が投入されるなど、事業者間のお客様獲得に向けた競争は、新たな局面へ突入いたしました。

このような情勢のもと、当社ではお客様によりご満足いただけるよう、サービス・携帯電話端末の提供を行ってまいりました。

料金サービスでは、au携帯電話の料金プランの余った無料通話を繰り越して無駄なくご利用いただける「無期限くりこし」を導入いたしました。また、法人のお客様が同一名義で契約するau携帯電話をあらかじめグループ登録いただくことで、一定時間※までのグループ内のau携帯電話相互間通話を定額とする「ビジネス通話定額」の提供を開始いたしました。

※1回の通話につき90分までを定額の対象とし、90分を超える部分についてはご契約の料金プランに応じた通話料が発生します。

新しいコミュニケーションサービスといたしましては、対応機種が発売と同時に「テレビ電話サービス」の提供を開始いたしました。「テレビ電話サービス」では他の携帯電話事業者の対応機種とも通話することができ、auの対応機種同士であれば「グループテレビ電話」で最大5人まで同時に通話することが可能です。また、Eメールの機能拡充として、Eメール内の絵文字を他社携帯電話の絵文字に自動的に変換して送信する「絵文字互換サービス」や、メールの背景色、文字色、レイアウトを自在に変更したり、絵や写真で装飾してお楽しみいただける「デコレーションメール」サービスを開始いたしました。

au携帯電話のインターネットサービス「EZweb」においては、日本で初めてGoogleの検索エンジンを採用し、モバイル向けコンテンツとPC向けコンテンツを統合した検索サービスを7月に開始いたしました。これにあわせ、「EZweb」のポータルサイトもリニューアルし、いつでもどこでも知りたい情報やコンテンツにアクセスが可能なモバイルポータルサイトを目指してまいります。

ショッピングコンテンツといたしましては、au携帯電話のGPS機能を用い、予約した宿泊施設までご案内するなど、お客様の旅行をサポートできる旅行予約サイト「au Travel」や、コンサートチケットなど各種チケットを携帯電話でいつでもどこでも購入できるチケット購入サイト「au Tickets」を開設いたしました。さらにau携帯電話のモバイルオークションサービス「auオークション」においては、携帯電話と同等のオークションサービスをPCからもご利用いただけるよう機能の拡充をいたしました。

au携帯電話をカスタマイズできるサービスといたしましては、au携帯電話の待受画面やメニュー画面、着信音など携帯電話全体のインターフェースをお好みのテーマに一括で変更できる「EZケータイアレンジ」や、無料で100Mbyteのデータ保存とEZwebの各種サービスやコンテンツの表示をアレンジできる個人ポータルサイト「au My Page」の提供を開始いたしました。

総合音楽サービス「LISMO」においては、携帯電話サービスで初めて、音楽ビデオを中心に、いつでもどこでもau携帯電話で手軽に高音質・高画質なビデオクリップをダウンロードできるサービスを開始いたしました。さらに着うたフル®のPC配信サイト「LISMO Music Store」においてもビデオクリップの配信を開始いたしました。これにより、au携帯電話とPC間の音楽の相互連携が強化され、これまで以上に音楽をお楽しみいただける環境が実現いたしました。

※着うた®、着うたフル®は、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの登録商標です。

携帯電話端末のラインナップでは、「音楽」「デザイン」に加え、「映像」へのこだわりを強化いたしました。世界初の26万色QVGA有機ELメインディスプレイで「ワンセグ※」、「LISMO」ビデオクリップをお楽しみいただける「au design project」モデル第6弾「MEDIA SKIN（メディアスキン）」をはじめ、地上波デジタル放送「ワンセグ」に対応したモデルを全11機種発売したほか、携帯電話で初となる「デジタルラジオ」に対応した端末や、最新の音楽情報やニュース・天気などの映像番組を配信する「EZチャンネルプラス」に対応した機種など、多様化するお客様の嗜好・ライフスタイルに合わせてお選びいただける、幅広いラインナップを提供してまいりました。

※「ワンセグ」は社団法人地上デジタル放送推進協会の商標です。

その他、お客様が安心して携帯電話をご利用いただけるサービスといたしましては、お客様のご利用金額が一定額を超過した場合に、Eメールでのお知らせと通話及びパケット通信の発信規制を行う「料金安心サービス」にて、段階的に発信を停止する機能を新設するなど、よりお客様が柔軟にご利用いただけるよう機能を拡充いたしました。

また、大切なご家族の居場所を確認できる「安心ナビ」において、設定した時間帯に一定間隔で位置確認を自動的に行う機能を追加したほか、より使いやすくご利用いただけるようメニューを大幅に刷新するなど、安心のサービスや機能を一層強化いたしました。

これらの様々な施策を実施いたしました結果、当社の平成19年3月末のご契約数は447千契約（前期末比23千契約増）、県内におけるご契約累計シェアは50.5%となりました。

以上の結果、当事業年度の損益状況は、営業収益は電気通信事業営業収益が37,683,114千円（前期比3.1%増）、附帯事業営業収益が9,200,165千円（前期比3.4%減）、営業収益合計は46,883,279千円（前期比1.7%増）となりました。経常利益につきましては11,003,089千円（前期比13.4%増）、当期純利益は6,927,958千円（前期比14.1%増）となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物は、税引前当期純利益が1,302,520千円（前年同期比13.4%増）増加したものの、法人税等の支払額の増加及び有形固定資産の取得による支出の増加等の要因により一部相殺されたこと等により、前事業年度末に比べ1,496,342千円（前年同期比26.9%減）減少し、当事業年度末には4,069,441千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益が増加したものの、固定資産除却費の減少及び法人税等の支払額の増加があったこと等の要因により、前事業年度と比較して554,454千円（前年同期比5.6%減）減少し9,386,555千円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、KDDI株式会社への短期貸付金による支出及び有形固定資産の取得による支出等の増加により、前事業年度と比較して1,654,971千円（前年同期比22.6%増）支出が増加し8,963,993千円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が増加した反面、長期借入金の返済が減少したことにより、前事業年度と比較して547,314千円（前年同期比22.2%減）支出が減少し1,918,903千円の支出となりました。

## 2【仕入及び営業の状況】

### (1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。

品種別	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
携帯電話端末機器及び付属品 (千円)	9,074,377	0.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 営業実績

当事業年度の営業実績は、次のとおりであります。

事業部門	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
電気通信事業 (千円)	37,683,114	3.1
附帯事業 (千円)	9,200,165	△3.4
合計 (千円)	46,883,279	1.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

国内携帯電話事業の競争環境はMNPのもとで一層厳しいものとなりましたが、当社にご契約いただいているお客様をはじめ、あらゆるステークホルダーにご満足していただけるよう、「トータル カスタマー サティスファクション (TCS)」活動を一層推進し、KDDIグループとの協力的な連携のもと、商品力の強化と質の高いサービスの提供を行い、ブランド力の強化に努めてまいります。さらに、経営全般にわたる経費の効率化と更なる業務の合理化に努め、企業収益の確保と競争力のある経営基盤を築き、電気通信事業を通して地域社会の発展に貢献すべく、全社を挙げて取り組んでまいります。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性もあると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断において重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社は、これらのリスクによる問題発生の可能性を認識した上で、その発生の回避および発生した場合の適時適正な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当事業年度末現在において判断したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限られるものではありませんのでご注意ください。

### (1) 他の事業者や他の技術との競争、市場の急激な変化

当社は第3世代携帯電話として、2002年4月より「CDMA 1X」を、2003年11月より「CDMA 1X WIN」のサービスを開始しております。

当事業年度においては、「音楽」と「デザイン」に加え「映像」へのこだわりを強化し、「ワンセグ」や携帯電話初の「デジタルラジオ」に対応したモデルや「au design project」モデルなど、多様化するお客様の嗜好やライフスタイルに合わせたさまざまな機種を順次発売いたしました。また、「無期限くりこし」を2006年8月から導入するなど、料金メニューの充実にも努めてまいりました。さらに、ケータイ音楽ライフの更なる充実を目指し、総合音楽サービス「LISMO（リスモ）」において、「LISMO Music Store」、「LISMOビデオクリップ」、「LISMO Music Search」を提供開始いたしました。

このようにサービスの拡充とお客様満足度の向上に努めておりますが、他の移動通信事業者や他の技術との競争、市場の急激な変化等により、主に以下の事項に不確実性が存在しており、これらの第3世代携帯電話サービスを期待通りに展開できない場合は、当社の財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

- ① 当社の期待通りの需要が存在し、契約数を維持拡大できるかどうか
- ② 他の事業者との顧客獲得競争の激化に伴い、予定を上回るような料金値下げによるARPU（1契約あたりの月間平均収入）の低下、コミッションやお客様維持コストの増大

※ARPU：Average Revenue Per Unit

- ③ 契約者のサービス利用頻度が下がることによるARPUの低下
- ④ 想定外の事態が発生した場合であってもネットワークの品質、容量がお客様の満足度を維持できるかどうか
- ⑤ 他の事業者と比較して、常により魅力ある携帯電話端末やコンテンツを提供できるかどうか
- ⑥ 携帯電話端末の高機能化等に伴う、価格の上昇、コミッションの増加
- ⑦ 迷惑メール等の不適正利用によるお客様の満足度の低下や防止対応コストの増加
- ⑧ 2ギガヘルツ（GHz）帯（無線周波数帯）のネットワークコストの増加
- ⑨ 新たな高速データ無線技術による競争激化
- ⑩ 通信方式、携帯電話端末、ネットワーク、ソフトウェア等における特定技術への依存による影響
- ⑪ 通信と放送の連携、移動通信と固定通信の融合等の事業環境の変化に伴う競争激化

### (2) 通信の秘密及び個人情報・顧客情報の保護

当社は電気通信事業者として通信の秘密の保護を遵守するとともに、個人情報・顧客情報保護に関して、リスク管理室を設置して内部及び業務委託先等からの情報漏洩防止、及び外部ネットワークからの不正侵入の防止に関わる全社的対応策の策定及び実施に取り組んでおります。

また、個人情報・顧客情報を管理している情報システムの利用制限、利用監視の強化や、「情報セキュリティポリシー」の制定、情報セキュリティ管理者を各部に配置し、個人情報・顧客情報が適切に保護されるよう管理に努め、個人情報・顧客情報保護に関する監督組織として情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報・顧客情報の取り扱いの監督をするとともに、適切な個人情報・顧客情報保護推進のために必要な施策を講じております。このように個人情報・顧客情報については社内管理体制を整備し、社員及び業務委託先等の個人情報・顧客情報に対する意識を高めるよう全社を挙げて取り組んでおりますが、将来的に個人情報・顧客情報の漏洩が発生しないという保証はありません。情報の漏洩が発生した場合、当社に対する信頼性の失墜や莫大な補償を伴う可能性があり、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に個人情報・顧客情報保護体制の整備のため、更なるコストが増加する可能性があります。

### (3) 電気通信に関する法規制、政策決定等

電気通信に関する法律、規制の改廃または政策決定等が、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社のブランドイメージや信頼性に悪影響を与える社会的問題を含め、こうした法規制や政策決定等に対して当社は適切に対応していると考えておりますが、将来において適切な対応ができなかった場合にも、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

電気通信に関する法律、規制の改廃または政策決定等の観点で、主に以下の不確実性が存在し、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① モバイルビジネスモデルの見直し
- ② 事業者間接続料金の算定方式、会計制度の見直し
- ③ 指定電気通信設備制度の見直し（規制強化）
- ④ ユニバーサルサービス基金制度の見直し
- ⑤ ワイヤレスブロードバンドサービス等の事業化に向けた周波数割当て
- ⑥ 移動通信事業への新規事業者参入
- ⑦ 電波の健康への影響
- ⑧ モバイルインターネットに対する規制
- ⑨ 携帯電話の利用に対する規制
- ⑩ 携帯電話端末の本体及びその充電器（アダプターを含む）の製品事故

### (4) 人材確保及び育成

平成19年3月31日現在、当社は役員14名及び従業員92名の小規模な組織であり、内部管理体制もこのような組織の規模に応じたものとなっております。今後事業の拡大に伴う適切な人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、急速な業容拡大に対して適切かつ十分な人材の確保及び育成または組織的な対応を迅速に行うことができない場合には、当社の業務に支障が生じる可能性があります。

### (5) 自然災害等によるシステム障害

当社は携帯電話サービスを提供するため、国内外の通信ネットワークに依存しており、これら通信システムにトラブル等が発生する可能性も否定できず、サービスの提供が一時的にできなくなる可能性があります。当社のシステムは以下の事由によりダウンする可能性があり、システムに障害が発生し修復に長時間を要した場合は、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① コンピューターウイルス、サイバーアタック
- ② システムのハード、ソフトの不具合
- ③ 電力不足、停電
- ④ 地震、台風、洪水等の自然災害
- ⑤ 戦争、テロ、事故その他不測の事態

### (6) KDD I 株式会社との関係

当社の親会社であるKDD I 株式会社（平成19年3月31日現在、当社の発行済株式総数の51.5%保有）は、多数株主として取締役の任免権など経営に影響を及ぼし得る立場にあります。

現在、当社は自ら経営責任を持ち独立して事業運営を行っておりますが、通信設備の開発やその他研究開発、取引の多くをKDD I 株式会社へ高く依存しており、KDD I 株式会社の財政状態及び業績が何らかの原因により著しく低下した場合、あるいはKDD I 株式会社の方針の変更等により当社事業への協力体制が著しく変更された場合には、当社の財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。また、当社がKDD I 株式会社に吸収合併されたり、完全子会社化された場合には、当社株主は当該株主としての地位の変更を余儀なくされる可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

#### ① 固定資産の減損

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグループ化を行っておりますが、電気通信事業では、通信ネットワーク全体でキャッシュ・フローを生成していることから、全社を1つの資産グループとしております。

現時点では、当社に重要な含み損を抱える資産等はありませんが、今後、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

#### ② 年金給付費用、債務

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び長期収益率などが含まれます。割引率は日本の長期国債の市場利回りを基礎に算出しております。期待運用収益は、年金資産が投資されている資産ごとの長期期待収益率に基づいて計算されます。実際の結果が前提条件と異なる場合、または変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

当事業年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、本稿に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

### (2) 当事業年度の経営成績の分析

#### ① 概観

携帯電話業界では、個人携帯電話市場の成熟化が進展する中、第3世代携帯電話での新サービス、新料金プランの提供、付加価値の高い携帯電話端末の投入、さらに昨年10月24日には「携帯電話番号ポータビリティ」(MNP: Mobile Number Portability)が開始されるなど、事業者間でお客様獲得に向けた競争は一層厳しさを増しております。

#### ② 営業収益

第3世代携帯電話において、端末ラインナップの充実やあらゆるご利用シーンに密着したサービスの提供等により、お客様のご要望にお応えするよう努めた結果、平成19年3月末のご契約数は447千契約、沖縄県におけるご契約累計シェアは50.5%となりました。

au携帯電話のインターネットサービス「EZweb」においては、日本で初めてGoogleの検索エンジンを採用し、モバイル向けコンテンツとPC向けコンテンツを統合した検索サービスを開始したほか、コンテンツサービスでは、総合音楽サービス「LISMO」において、携帯電話サービスで初めて、音楽ビデオを中心に、いつでもどこでもau携帯電話で手軽に高音質・高画質なビデオクリップをダウンロードできるサービスを開始するなどサービスの充実を図りました。また、携帯電話端末のラインナップでは、「音楽」「デザイン」に加え、「映像」へのこだわりを強化し、「ワンセグ」をお楽しみいただける端末や、携帯電話で初となる「デジタルラジオ」に対応した端末をはじめ、多様化するお客様の嗜好・ライフスタイルに合わせてお選びいただける、幅広いラインナップを提供してまいりました。

このように、総合的な商品競争力の向上に努めた結果、当事業年度の営業収益は46,883,279千円と対前期比806,235千円（1.7%増）増加となりました。この要因として以下のことが挙げられます。

・ ご契約数の純増トップシェアの達成

第3世代サービスの総合的な商品競争力向上により、沖縄県におけるご契約数の純増年間トップシェア（通期平均58.1%）を達成し、対前期比で23千契約増となりました。

※純増数＝新規契約数－解約数

・ 「CDMA 1X WIN」の拡販による効果

携帯電話端末のラインナップの充実やコンテンツの拡充などにより、「CDMA 1X WIN」の契約数は214千契約（前事業年度末比81千契約増）と着実に増加し、全体のご契約数の48%に上昇いたしました。料金面についても、「ダブル定額」または「ダブル定額ライト」などのパケット通信料を気にすることなく、さまざまなコンテンツを安心してご利用いただけるなどメニューも充実し、定額制契約率は81%と引続き高い水準を維持しております。このように、「CDMA 1X WIN」のご契約数、構成比率の増加がARPUの高いお客様層の拡大に繋がり、営業収益全体の底上げ効果となっております。なお、当事業年度の総合ARPU（音声ARPUとデータARPUの合計）は7,129円となり、前事業年度に比べ140円（1.9%減）減少しておりますが、うちデータARPUは1,776円と、前事業年度に比べ216円（13.8%増）の増加と順調に上昇しております。

※ARPU：Average Revenue Per Unit（1契約あたりの月間平均収入）

・ 解約率の低下

魅力あるサービス・商品（携帯電話端末、コンテンツ、アプリケーション、料金等）の提供、ブランド力の向上により、お客様の解約率は当事業年度0.83%と前事業年度の解約率1.09%から0.26ポイント低下いたしました。

③ 営業費用

当事業年度の営業費用は、施設保全費における通信設備修繕費の減少や固定資産除却費の減少、並びに経営全般にわたる経費の効率化に努めた結果、対前期比441,183千円（1.2%減）減少し、35,943,518千円となりました。

④ 営業利益

当事業年度の営業利益は10,939,761千円と、対前期比1,247,418千円増加し、大幅な増益となりました。

⑤ 営業外損益の純額

当事業年度の営業外損益の純額は63,328千円の利益となりました。主に、親会社でありますKDDI株式会社に対する短期貸付金に係る受取利息が29,479千円と、対前期比25,651千円増加したことに加え、有利子負債の残高の減少により支払利息及び社債利息の合計額は2,447千円と、対前期比15,264千円減少したことによるものであります。

⑥ 経常利益

当事業年度の経常利益は11,003,089千円と、対前期比1,302,520千円増加し、大幅な増益となりました。

⑦ 法人税、住民税及び事業税

当事業年度の法人税、住民税及び事業税は税引前当期純利益の増加等により4,269,649千円と、対前期比531,043千円の増加となりました。

⑧ 当期純利益

当事業年度の当期純利益は6,927,958千円と、対前期比853,756千円の増益となりました。また、1株当たり当期純利益は、前事業年度の22,177.43円に対し、当事業年度は25,338.15円となりました。



(3) 資本の源泉及び資金の流動性に係る情報

① キャッシュ・フロー

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度と比較し554,454千円減少し、9,386,555千円の収入となりました。この減少は主に、業績が好調に推移したことにより税引前当期純利益が対前期比1,302,520千円増加したものの、固定資産除却費の減少及び法人税等の支払額の増加があったこと等の要因によるものです。

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、親会社であるKDDI株式会社に対する短期貸付金の回収による収入5,008,154千円があったものの、同社への短期貸付金による支出10,004,479千円及び有形固定資産の取得による支出3,814,993千円を主な要因として、前事業年度と比較して1,654,971千円支出が増加し8,963,993千円の支出となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、前事業年度と比較して2,209,426千円減少の422,561千円となりました。

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が増加した反面、長期借入金の返済による支出が減少したことにより、前事業年度と比較して547,314千円支出が減少し、1,918,903千円の支出となりました。

② 流動性

当事業年度末における当社の現金及び現金同等物の残高は4,069,441千円と、フリー・キャッシュ・フローの減少を主因として、前事業年度末5,565,783千円と比較して1,496,342千円減少となりました。

③ 資金需要

資金需要につきましては、設備資金等の所要資金は自己資金で賄っております。なお、当事業年度において借入金の返済及び社債の償還は完了しております。

④ 財政政策

当社は、資金調達に関し、低コストかつ安定的な資金の確保を基本に、財務状況や金融環境に応じ、最も有効と思われる調達構成を選択することを方針としております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度はネットワークの品質を強化するための基地局の新設及び増設などの設備投資を行いました。  
 なお、当事業年度に完成し、事業の用に供した電気通信設備等の投資額は3,911,403千円であります。

#### 2【主要な設備の状況】

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額										従業員数 (人)
		機械設備 (千円)	空中線設 備 (千円)	市外線路 設備 (千円)	土木設備 (千円)	建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
本社 (沖縄県那覇市)	事務用機器等	11,536	—	—	—	107,321	172	—	56,296	—	175,326	87
交換局 (沖縄県那覇市)	電気通信設備	2,571,244	8,281	1,672	35,302	128,157	2,072	20	53,295	—	2,800,046	5
無線基地局 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備	5,199,838	3,567,417	719	354	1,466,821	283,843	19	65,200	391,106 (13,420㎡)	10,975,322	—
その他 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備 等	342,902	—	—	—	9,560	—	—	6,755	—	359,218	—

- (注) 1. 帳簿価額の金額には、建設仮勘定は含んでおりません。  
 2. その他の主なものは、当社以外のKDDIグループに設置しております共用設備及び当社の販売代理店等に  
 係るものであります。  
 3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
業務用パソコン・サーバー (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	2～5	26,406	98,352

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び  
 投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完了予定年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		
基地局設備 (沖縄 県)	基地局設備の新設及び 増設	3,000,000	169,062	自己資金	平成19年度中
交換局設備 (沖縄 県)	交換局設備の新設及び 増設	500,000	24,204	自己資金	平成19年度中
その他の電器通信設 備 (沖縄県)	その他の電気通信設備 の維持及び増設	200,000	13,234	自己資金	平成19年度中
合計		3,700,000	206,501		

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	500,000
計	500,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成19年6月15日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	273,420	273,420	ジャスダック証券取引所	—
計	273,420	273,420	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成16年11月22日 (注) 1	68,355	136,710	—	1,414,581	—	1,614,991
平成17年9月22日 (注) 2	136,710	273,420	—	1,414,581	—	1,614,991

(注) 1 平成16年11月22日の発行済株式総数の増加は株式分割（1：2）によるものであります。

2 平成17年9月22日の発行済株式総数の増加は株式分割（1：2）によるものであります。

#### (5)【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	18	13	40	89	1	1,868	2,029	—
所有株式数 (株)	—	37,029	444	168,247	55,625	12	12,063	273,420	—
所有株式数の 割合（%）	—	13.54	0.16	61.53	20.34	0.00	4.41	100.0	—

(注) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が19株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
KDD I 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号	140,860	51.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	11,277	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号	7,124	2.60
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号)	7,113	2.60
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町 6 番 7 号)	5,330	1.94
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 10 番 1 号	4,720	1.72
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 11 番 1 号	4,720	1.72
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港 5 丁目 2 番 1 号	4,720	1.72
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	4,720	1.72
ジェーピーモルガンチェースシーアールイーエフジャスデックレンディングアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	730 THIRD AVENUE NEW YORK NY 10017, USA (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号)	3,294	1.20
計	—	193,878	70.91

(注) 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,100 株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,738 株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 273,420	273,420	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	273,420	—	—
総株主の議決権	—	273,420	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が19株 (議決権の数19個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、普通配当1株当たり3,500円の配当とし、すでに1株当たり2,500円の間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり6,000円となりました。この結果、当事業年度の配当性向は23.7%となりました。

内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年10月19日 取締役会決議	683,550	2,500
平成19年6月15日 定時株主総会決議	956,970	3,500

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	139,000	864,000	※1,290,000 ※□521,000 □498,000	471,000 □320,000	398,000
最低(円)	80,300	81,500	※771,000 ※□390,000 □371,000	402,000 □217,000	256,000

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものであります。なお、第14期の事業年度別最高・最低株価のうち、※は日本証券業協会の公表のものであります。
2. □印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	313,000	313,000	323,000	368,000	398,000	380,000
最低(円)	256,000	274,000	288,000	311,000	336,000	333,000

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役相談役	—	稲盛 和夫	昭和7年1月30日生	昭和34年4月 京都セラミック株式会社 (現 京セラ株式会社) 設 立、同社取締役 昭和41年5月 同社代表取締役社長 昭和59年6月 第二電電企画株式会社 (現 KDD I 株式会社) 設 立、代表取締役会長 昭和60年6月 京セラ株式会社代表取締役会 長兼社長 昭和62年12月 第二電電株式会社 (現 K D D I 株式会社) 代表取締役会 長兼社長 平成3年6月 当社取締役相談役 (現在に至 る) 平成4年6月 京セラ株式会社取締役会長 平成9年6月 第二電電株式会社 (現 K D D I 株式会社) 取締役名誉会 長 京セラ株式会社取締役名誉会 長 平成13年6月 KDD I 株式会社最高顧問 (現在に至る) 平成17年6月 京セラ株式会社名誉会長 (現 在に至る)	(注) 3	—
取締役会長 (代表取締役)	—	知念 榮治	昭和14年5月10日生	昭和37年6月 琉球石油株式会社 (現 株式 会社りゅうせき) 入社 昭和61年6月 同社常務取締役 昭和63年6月 同社専務取締役 平成4年6月 同社取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成11年6月 当社取締役 株式会社りゅうせき代表取締 役会長 平成18年4月 社団法人沖縄県経営者協会会 長 (現在に至る) 平成18年6月 当社代表取締役会長 (現在に 至る)	(注) 3	—
取締役社長 (代表取締役)	—	起橋 俊男	昭和17年5月30日生	昭和41年4月 日本開発銀行入行 平成4年4月 日本開発銀行審査部長 平成6年7月 日本移動通信株式会社 (現 KDD I 株式会社) 営 業企画部長 平成7年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成12年6月 同社専務取締役 平成12年10月 株式会社ディーディーアイ (現 KDD I 株式会社) 常 務取締役 平成13年6月 当社取締役 KDD I 株式会社執行役員専 務 平成16年6月 当社代表取締役社長 (現在に 至る)	(注) 3	20



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	役員室長	髙元 盛兼	昭和30年4月25日生	昭和56年4月 琉球石油株式会社(現 株式会社りゅうせき)入社 平成3年6月 当社営業部長 平成6年6月 当社取締役営業部長 平成12年9月 当社取締役管理部長 平成14年6月 当社取締役法人営業部長 平成16年6月 当社取締役役員室長 平成19年6月 当社常務取締役役員室長(現在に至る)	(注) 3	41
取締役	総務部長	仲宗根 朝整	昭和27年7月9日生	昭和51年4月 株式会社沖縄銀行入行 平成4年1月 当社総務部経理課長(出向) 平成10年7月 株式会社沖縄銀行西原支店長 平成12年7月 同行八重山支店長 平成14年7月 当社営業企画部長(出向) 平成16年4月 当社総務部長 平成16年9月 株式会社沖縄銀行より転籍 平成18年6月 当社理事総務部長 平成19年6月 当社取締役総務部長(現在に至る)	(注) 3	—
取締役	営業部長	仲地 正和	昭和32年12月22日生	平成元年11月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)入社 平成6年10月 同社宮崎営業所所長 平成9年3月 同社沖縄営業所所長 平成12年10月 同社ネットワーク営業本部九州支店企画管理部長兼個人営業部長 平成13年7月 当社営業部部長代理(出向) 平成14年5月 当社法人営業部部長代理 平成16年4月 KDDI株式会社より転籍、当社営業部長 平成18年6月 当社理事営業部長 平成19年6月 当社取締役営業部長(現在に至る)	(注) 3	—
取締役	—	崎間 晃	昭和7年10月13日生	昭和29年4月 株式会社琉球銀行入行 昭和56年6月 同行専務取締役 昭和58年6月 同行代表取締役専務 昭和60年6月 同行代表取締役頭取 平成3年6月 当社取締役(現在に至る) 平成5年6月 株式会社琉球銀行代表取締役会長 平成11年5月 同行取締役相談役 平成11年6月 同行相談役 平成13年12月 同行顧問(現在に至る)	(注) 3	—
取締役	—	小祿 邦男	昭和10年9月20日生	昭和35年3月 琉球放送株式会社入社 昭和50年5月 同社取締役 昭和53年10月 同社常務取締役 昭和57年2月 同社専務取締役 昭和57年5月 同社代表取締役社長 平成3年6月 当社取締役(現在に至る) 平成9年6月 琉球放送株式会社代表取締役会長(現在に至る)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	小野寺 正	昭和23年2月3日生	昭和45年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 昭和59年11月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）入社 平成元年6月 同社取締役 平成7年6月 当社取締役 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）常務取締役 平成9年6月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 KDDI株式会社代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役（現在に至る） 平成17年6月 KDDI株式会社代表取締役社長兼会長（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	中野 伸彦	昭和20年10月12日生	昭和48年3月 京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）入社 平成元年4月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）入社 平成7年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成13年6月 当社取締役（現在に至る） KDDI株式会社執行役員常務 平成15年4月 同社執行役員専務 平成15年6月 同社取締役執行役員専務 平成17年6月 同社代表取締役執行役員副社長（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	高橋 誠	昭和36年10月24日生	昭和59年6月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）入社 平成13年6月 同社 a u 商品企画本部モバイルインターネットビジネス部長 平成14年3月 同社コンテンツ本部コンテンツビジネス部長 平成15年4月 同社執行役員（現在に至る） 同社ソリューション事業本部コンテンツ本部長 平成16年4月 同社コンテンツ・メディア本部長 平成17年4月 同社コンテンツ・メディア事業本部長 平成19年4月 同社コンシューマ事業統括本部長（現在に至る） 平成19年6月 当社取締役（現在に至る）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	庄野 実	昭和23年3月1日生	昭和46年4月 東京電気株式会社（現 東芝 テック株式会社）入社 昭和55年5月 京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）入社 昭和62年5月 第二電電株式会社（現 KD DI株式会社）入社 平成7年7月 同社関西支店副支店長 平成10年2月 同社九州支店長 平成14年9月 KDDI株式会社関西支社副 支店長 平成16年4月 同社リスク管理本部関西分室 室長 平成17年4月 株式会社KDDIネットワー ク&ソリューションズ 関西 ネットワーク支社部長（KD DI株式会社より出向） 平成19年6月 当社常勤監査役（現在に至 る）	(注) 5	—
監査役	—	安里 昌利	昭和23年3月16日生	昭和48年5月 株式会社沖繩銀行入行 平成4年7月 同行南風原支店長 平成6年7月 同行東京支店長兼東京事務所 長 平成8年7月 同行審査第一部長 平成10年7月 同行取締役委嘱本店営業部長 平成12年6月 同行常務取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取（現在に 至る） 平成15年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 5	—
監査役	—	當眞 嗣吉	昭和22年9月13日生	昭和46年3月 琉球電力公社（現 沖縄電力 株式会社）入社 平成9年3月 同社火力部部长 平成11年6月 同社取締役火力部部长 平成13年6月 同社代表取締役副社長 平成13年7月 同社代表取締役副社長電力本 部部长 平成15年6月 同社代表取締役社長（現在に 至る） 平成18年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 5	—
監査役	—	仲村 文弘	昭和15年2月16日生	昭和39年5月 オリオンビール株式会社入社 昭和60年7月 同社営業部長 平成3年4月 同社総務部長 平成3年6月 同社取締役総務部長 平成9年6月 同社常務取締役管理部門担当 兼総務部長 平成13年6月 同社専務取締役管理部門担当 平成15年6月 同社代表取締役社長（現在に 至る） 平成18年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 4	—
計						61

- (注) 1. 取締役稲盛和夫、崎間晃、小禄邦男、中野伸彦、高橋誠は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役庄野実、監査役安里昌利、當眞嗣吉及び仲村文弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成19年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成18年6月13日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成19年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を高めるためにコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として認識しており、透明性の高い健全な企業活動に努めております。

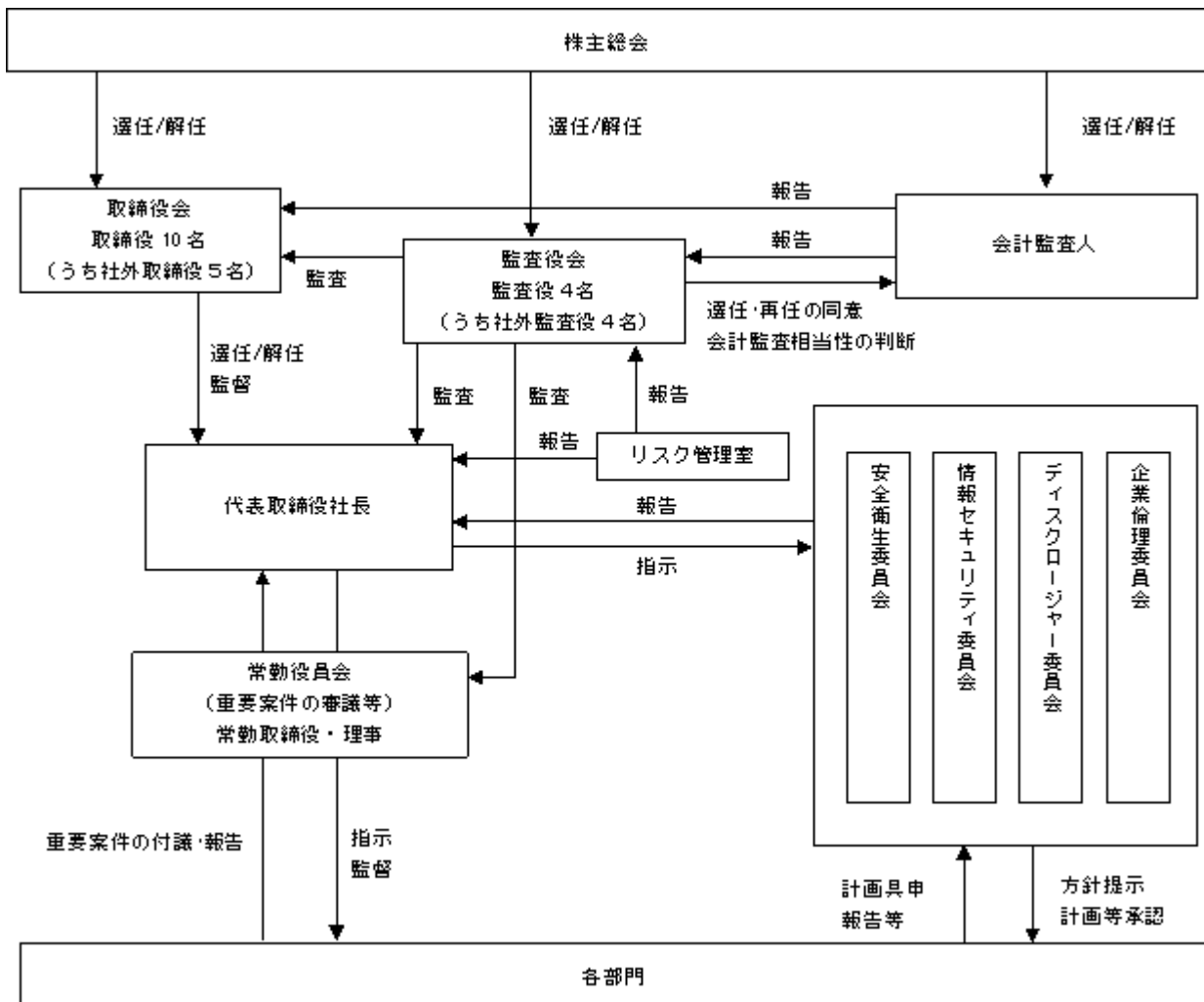
### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### ① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、社外取締役5名を含む10名で構成され（平成19年3月31日現在）、定期的かつ必要に応じて取締役会を開催、法令で定められた事項その他重要事項の決定及び業務の執行状況を監督しております。さらに、取締役会に準ずる機関として、常勤取締役及び理事で構成する会議を月1回以上開催し、経営上の課題に対し迅速な意思決定ができる体制を整えております。

監査役会は、社外監査役4名で構成され、取締役会をはじめ社内の主要な会議に出席し、取締役の職務執行状況や意思決定、業務の適正な運営について客観的な立場で監査し、経営監視機能の充実を図っております。また、定例的に会計監査人から会計監査の年度計画及び会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じて適宜意見交換を実施しております。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。



内部統制につきましては、取締役会が決議する内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他、会社の業務の適正性を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性および効率性を確保するとともに、コーポレートガバナンスの強化ならびに企業クオリティの向上を図ります。

内部監査につきましては、2名で構成するリスク管理室が実施しており、当社の業務全般を対象に内部監査を実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証しております。内部監査結果は問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告するほか、監査役へ報告しております。

また、当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付でみすず監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁から2ヶ月間（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで）の業務停止処分を受けました。そのため、同監査法人は平成18年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を喪失したことにより退任いたしました。

これに伴い当社は、平成18年7月以降の継続的監査体制を維持するために、平成18年7月20日開催の監査役会において、公認会計士小野翻陽氏を一時会計監査人に選任（平成18年9月26日付で辞任により退任）いたしました。さらに、平成18年9月4日開催の監査役会において、みすず監査法人を当社の一時会計監査人として追加選任いたしました。

一時会計監査人のみすず監査法人は平成19年6月15日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり、また、みすず監査法人の監査業務は他の監査法人等に移管されることとなる予定です。

当社の会計監査人選任にあたりましては、当社のおかれた事業環境に精通し、これまで厳正な監査を行ってきた公認会計士による監査体制を確保することとし、当社の監査業務を担当しておりました公認会計士が移籍することとなっております「京都監査法人」を、平成19年6月15日開催の定時株主総会において会計監査人として選任いたしました。

当事業年度において、会計監査業務を執行した公認会計士、連続して監査に関与した会計監査期間及び補助者の状況は以下のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士	当社継続監査年数
指定社員 業務執行社員 秋山 直樹	2年
指定社員 業務執行社員 加地 敬	2年
会計監査業務に係る補助者の構成	公認会計士2名、会計士補5名、その他4名

## ② 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役2名は、親会社であるKDDI株式会社の取締役を兼務しており、KDDI株式会社とは、定常的な商取引を行っております。また、社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

## (2) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の充実に向け、リスク情報の一元管理及びお客様情報管理の更なる徹底を行えるよう体制を構築して、必要に応じその見直しに取り組んでおります。役員、従業員のコンプライアンス意識の向上を図るため社内セミナー等を実施し、コンプライアンス経営に関する教育、指導の徹底に努めたほか、全社横断的な機関である「企業倫理委員会」を2回開催するなどコンプライアンス体制の充実に図りました。また、当社は電気通信事業者として、「通信の秘密」を保護することが企業経営の根幹であり、これを厳守いたします。お客様情報を含む全社の全情報資産の管理については、「情報セキュリティ委員会」において、その施策を策定し、役員、従業員が連携して情報セキュリティの強化を図りました。さらに、労働災害や疫病を未然に防止することにより、快適な職場環境を確立するため、「安全衛生委員会」を毎月開催するなど安全衛生管理に関するさまざまな事項を審議し安全衛生の向上に努めました。

(3) 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬、また監査法人及び公認会計士に対する監査報酬は以下のとおりであります。

(役員報酬)

社外取締役を除く取締役を支払った報酬	90,129千円
社外取締役を支払った報酬	3,000千円
社外監査役を支払った報酬	19,625千円
計	112,754千円

(監査報酬)

①みすず監査法人(旧 中央青山監査法人)

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	11,441千円
上記以外の業務に基づく報酬	3,300千円
計	14,741千円

②公認会計士 小野翻陽人

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	1,558千円
上記以外の業務に基づく報酬	－千円
計	1,558千円

(4) 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人の監査を受け、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、みずぎ監査法人の監査を受けております。

なお、中央青山監査法人は、平成18年9月1日をもって、法人名称をみずぎ監査法人へ変更しております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 固定資産						
A 電気通信事業固定資産						
(1) 有形固定資産						
1. 機械設備		23,294,033		25,871,793		
減価償却累計額		15,725,758	7,568,275	17,746,272	8,125,521	
2. 空中線設備		5,447,001		6,153,611		
減価償却累計額		2,290,589	3,156,411	2,577,912	3,575,699	
3. 市外線路設備		31,908		31,908		
減価償却累計額		28,997	2,911	29,516	2,392	
4. 土木設備		68,599		68,599		
減価償却累計額		31,070	37,529	32,942	35,657	
5. 建物		2,427,946		2,595,558		
減価償却累計額		788,842	1,639,104	883,696	1,711,861	
6. 構築物		695,912		736,219		
減価償却累計額		404,699	291,212	450,132	286,087	
7. 機械及び装置		811		811		
減価償却累計額		770	40	770	40	
8. 工具、器具及び備品		256,103		312,840		
減価償却累計額		122,297	133,805	131,292	181,547	
9. 土地			391,106		391,106	
10. 建設仮勘定			493,769		251,733	
有形固定資産合計			13,714,167	43.4	14,561,646	39.6
(2) 無形固定資産						
1. 施設利用権			68,259		60,984	
2. ソフトウェア			20,046		41,846	
3. 借地権			2,000		2,000	
4. 電話加入権			4,360		4,627	
無形固定資産合計			94,665	0.3	109,458	0.3
電気通信事業固定資産合計			13,808,833	43.7	14,671,104	39.9



区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
B 附帯事業固定資産					
(1) 有形固定資産		38		—	
(2) 無形固定資産		349		—	
附帯事業固定資産合計		387	0.0	—	—
C 投資その他の資産					
1. 投資有価証券		245,250		202,190	
2. 長期前払費用		180,246		236,703	
3. 繰延税金資産		463,730		486,445	
4. 敷金・保証金		121,460		125,996	
5. その他の投資及びそ 他の資産		71,429		67,853	
貸倒引当金		△73,856		△70,280	
投資その他の資産合計		1,008,261	3.2	1,048,908	2.9
固定資産合計		14,817,481	46.9	15,720,012	42.8
II 流動資産					
1. 現金及び預金		5,565,783		4,069,441	
2. 売掛金		4,381,805		4,612,337	
3. 未収入金		973,954		1,046,975	
4. 貯蔵品		689,104		968,382	
5. 前払費用		55,869		68,902	
6. 繰延税金資産		240,130		429,071	
7. 関係会社短期貸付金		4,999,828		9,996,153	
8. その他の流動資産		20		—	
貸倒引当金		△161,907		△156,328	
流動資産合計		16,744,590	53.1	21,034,936	57.2
資産合計		31,562,071	100.0	36,754,949	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 固定負債					
1. 退職給付引当金		37,241		8,619	
2. ポイントサービス引当 金		953,689		1,071,688	
3. その他の固定負債		199,973		126,870	
固定負債合計		1,190,904	3.8	1,207,178	3.3
II 流動負債					
1. 1年以内に期限到来の 固定負債		552,940		—	
2. 買掛金	※2	855,408		1,122,168	
3. 未払金	※2	2,691,921		2,244,952	
4. 未払費用		102,882		94,935	
5. 未払法人税等		2,373,500		2,432,556	
6. 前受金		29,224		345,136	
7. 預り金		8,707		7,608	
8. 賞与引当金		79,240		87,400	
9. 役員賞与引当金		—		11,185	
流動負債合計		6,693,825	21.2	6,345,942	17.2
負債合計		7,884,729	25.0	7,553,120	20.5
(資本の部)					
I 資本金	※1	1,414,581	4.5	—	—
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		1,614,991		—	
資本剰余金合計		1,614,991	5.1	—	—
III 利益剰余金					
1. 利益準備金		64,425		—	
2. 任意積立金					
別途積立金		13,800,000		—	
3. 当期未処分利益		6,698,273		—	
利益剰余金合計		20,562,699	65.1	—	—
IV その他有価証券評価差額 金	※3	85,070	0.3	—	—
資本合計		23,677,342	75.0	—	—
負債・資本合計		31,562,071	100.0	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	1,414,581	3.9
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—	—	1,614,991	4.4
資本剰余金合計		—	—	1,614,991	4.4
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		—	—	64,425	0.2
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		—	—	18,400,000	51.3
繰越利益剰余金		—	—	7,648,682	22.5
利益剰余金合計		—	—	26,113,107	71.0
株主資本合計		—	—	29,142,679	79.3
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		—	—	59,148	0.2
評価・換算差額等合計		—	—	59,148	0.2
純資産合計		—	—	29,201,828	79.5
負債純資産合計		—	—	36,754,949	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	
I 電気通信事業営業損益						
(1) 営業収益		36,553,914	79.3	37,683,114	80.4	
(2) 営業費用						
1. 営業費		15,108,046		15,588,342		
2. 施設保全費		2,202,509		1,789,985		
3. 管理費		1,106,378		1,077,402		
4. 減価償却費		2,611,108		2,690,535		
5. 固定資産除却費		424,890		72,093		
6. 通信設備使用料		5,333,075		5,391,650		
7. 租税公課		376,031	27,162,038	363,995	26,974,006	
電気通信事業営業利益			9,391,875	20.4	10,709,107	22.8
II 附帯事業営業損益						
(1) 営業収益		9,523,129	20.7	9,200,165	19.6	
(2) 営業費用	※1	9,222,663	20.1	8,969,511	19.1	
附帯事業営業利益		300,466	0.6	230,653	0.5	
営業利益		9,692,342	21.0	10,939,761	23.3	
III 営業外収益						
1. 受取利息	※2	3,832		29,526		
2. 受取配当金		2,650		1,495		
3. 受取手数料		1,570		965		
4. 貸貸収入		7,228		10,130		
5. 受取保険金		—		13,783		
6. 雑収入		10,656	25,938	9,875	65,776	
IV 営業外費用						
1. 支払利息		13,044		615		
2. 社債利息		4,667	17,712	1,832	2,447	
經常利益			9,700,568	21.1	11,003,089	23.5
税引前当期純利益			9,700,568	21.1	11,003,089	23.5
法人税、住民税及び事業税		3,738,606		4,269,649		
法人税等調整額		△112,239	3,626,366	△194,518	4,075,131	
当期純利益			6,074,202	13.2	6,927,958	14.8
前期繰越利益			1,170,911		—	
中間配当額			546,840		—	
当期未処分利益			6,698,273		—	

(注) 百分比は電気通信事業営業収益と附帯事業営業収益の合計を100%として算出しております。

電気通信事業営業費用明細表

科目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計 (千円)	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計 (千円)
人件費	570,125	290,859	860,985	608,310	282,713	891,023
経費	16,263,709	815,518	17,079,228	16,260,783	794,689	17,055,473
消耗品費	161,316	23,406	184,723	292,511	30,142	322,654
借料・損料	880,498	24,213	904,711	757,502	40,411	797,914
保険料	10,405	2,682	13,088	11,666	2,655	14,321
光熱水道料	359,042	1,001	360,044	308,138	1,479	309,617
修繕費	325,046	1,062	326,109	106,588	4,082	110,670
旅費交通費	28,999	28,585	57,584	35,980	42,317	78,297
通信運搬費	395,598	5,062	400,660	436,617	4,884	441,501
広告宣伝費	1,049,552	8,882	1,058,434	1,221,729	14,087	1,235,817
交際費	14,671	5,067	19,738	10,767	7,613	18,381
厚生費	3,354	2,963	6,318	10,221	14,390	24,612
作業委託費	2,016,772	70,608	2,087,381	2,320,159	63,964	2,384,124
雑費	11,018,452	641,980	11,660,433	10,748,899	568,659	11,317,559
業務委託費	329,189	—	329,189	357,444	—	357,444
貸倒損失	147,530	—	147,530	151,789	—	151,789
小計	17,310,555	1,106,378	18,416,933	17,378,328	1,077,402	18,455,731
減価償却費			2,611,108			2,690,535
固定資産除却費			424,890			72,093
通信設備使用料			5,333,075			5,391,650
租税公課			376,031			363,995
合計			27,162,038			26,974,006

(注) 1. 事業費には営業費、施設保全費が含まれております。

2. 人件費には、賞与引当金繰入額が前事業年度77,283千円、当事業年度86,560千円及び役員賞与引当金繰入額が当事業年度11,185千円、並びに退職給付費用が前事業年度47,028千円、当事業年度44,754千円含まれております。

3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度235,764千円、当事業年度226,609千円及び貸倒引当金の戻入額が前事業年度66,240千円、当事業年度56,222千円含まれております。また、償却済債権回収額が前事業年度21,993千円、当事業年度18,597千円含まれております。

4. 作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。

5. 雑費には、販売手数料が含まれております。また、ポイントサービス引当金繰入額が前事業年度898,523千円、当事業年度992,590千円含まれております。

6. 業務委託費には、電気通信役務提供に係わる業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計					
				別途積立金	繰越利益剰余金						
平成18年3月31日 残高 (千円)	1,414,581	1,614,991	1,614,991	64,425	13,800,000	6,698,273	20,562,699	23,592,271	85,070	85,070	23,677,342
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立 (注)					4,600,000	△4,600,000	-	-			-
剰余金の配当 (注)						△683,550	△683,550	△683,550			△683,550
剰余金の配当						△683,550	△683,550	△683,550			△683,550
役員賞与 (注)						△10,450	△10,450	△10,450			△10,450
当期純利益						6,927,958	6,927,958	6,927,958			6,927,958
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額 (純額)									△25,922	△25,922	△25,922
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	4,600,000	950,408	5,550,408	5,550,408	△25,922	△25,922	5,524,486
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,414,581	1,614,991	1,614,991	64,425	18,400,000	7,648,682	26,113,107	29,142,679	59,148	59,148	29,201,828

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		9,700,568	11,003,089
減価償却費		2,611,419	2,690,535
貸倒引当金の増減額 (減少:△)		356	△9,155
退職給付引当金の減少 額		△26,566	△28,621
ポイントサービス引当 金の増加額		136,988	117,998
賞与引当金の増加額		5,390	8,160
固定資産除却費		398,217	60,532
受取利息及び受取配当 金		△6,482	△31,021
支払利息		17,712	2,447
売上債権の増加額		△298,825	△230,531
たな卸資産の増加額		△57,084	△300,528
仕入債務の増加額		283,925	266,759
役員賞与の支払額		△9,500	△10,450
その他増減額		436,739	36,293
小計		13,192,857	13,575,509
利息及び配当金の受取 額		6,482	31,021
利息の支払額		△18,364	△2,845
法人税等の支払額		△3,239,965	△4,217,129
営業活動によるキャッ シュ・フロー		9,941,009	9,386,555

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△2,264,237	△3,814,993
有形固定資産の売却による収入		484	—
無形固定資産の取得による支出		△5,975	△33,274
関係会社短期貸付金による支出		△4,999,828	△10,004,479
関係会社短期貸付金の回収による収入		—	5,008,154
その他投資の返還による収入		3,376	646
その他投資の取得による支出		△42,841	△120,046
投資活動によるキャッシュ・フロー		△7,309,022	△8,963,993
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		△1,272,358	△177,940
社債の償還による支出		△375,000	△375,000
配当金の支払額		△818,859	△1,365,963
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,466,217	△1,918,903
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少: △)		165,769	△1,496,342
VI 現金及び現金同等物の期首残高		5,400,014	5,565,783
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※	5,565,783	4,069,441



⑤【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月13日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処分利益			6,698,273
II 利益処分額			
1. 配当金		683,550 (普通配当1株 につき2,500円)	
2. 役員賞与金 (うち監査役分)		10,450 (1,540)	
3. 任意積立金 別途積立金		4,600,000	5,294,000
III 次期繰越利益			1,404,273

(注) 1. 平成17年12月6日に546,840千円(1株につき2,000円)の中間配当を実施いたしました。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>機械設備 6～15年 空中線設備 10～21年 建物 3～31年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>貯蔵品 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) ポイントサービス引当金 将来のポイントサービス（「ポイントα」）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(5) _____</p>	<p>(3) ポイントサービス引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。 これにより、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」及び「当期純利益」が 11,185千円減少しております。</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(営業外収益の計上区分の変更)</p> <p>従来、「各種料金の請求収納代理業」、「電気通信設備及びこれに附帯する設備の賃貸業」に係る収益及び費用は、営業外収益及び電気通信事業営業費用に計上しておりましたが、当事業年度より、当該収益及び費用を附帯事業営業収益及び附帯事業営業費用に計上する方法に変更を行いました。</p> <p>これは、平成17年6月22日開催の定時株主総会において定款の一部変更が承認可決され、当該取引を新たな事業目的として定款に追加し、同取引を営業取引として行うこととしたために、変更したものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合と比べ、附帯事業営業収益及び附帯事業営業費用はそれぞれ188,600千円及び100,877千円増加し、営業外収益及び電気通信事業営業費用はそれぞれ188,600千円及び100,877千円減少しました。また、電気通信事業営業利益は100,877千円、附帯事業営業利益は87,723千円、営業利益は188,600千円それぞれ増加しましたが、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、純資産の部と同額であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>「営業外収益」の「受取保険金」は従来「雑収入」に含めて表示しておりましたが、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「雑収入」に含まれていた「受取保険金」は461千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)												
<p>※1. 授権株式数及び発行済株式数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">授権株式数</td> <td style="width: 20%;">普通株式</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">500,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">273,420株</td> </tr> </table>	授権株式数	普通株式	500,000株	発行済株式数	普通株式	273,420株	<p>※1. _____</p>						
授権株式数	普通株式	500,000株											
発行済株式数	普通株式	273,420株											
<p>※2. 関係会社に対する負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">買掛金</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: right;">855,408千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,262,068千円</td> </tr> </table>	買掛金		855,408千円	未払金		1,262,068千円	<p>※2. 関係会社に対する負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">買掛金</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: right;">1,122,168千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,403,267千円</td> </tr> </table>	買掛金		1,122,168千円	未払金		1,403,267千円
買掛金		855,408千円											
未払金		1,262,068千円											
買掛金		1,122,168千円											
未払金		1,403,267千円											
<p>※3. 配当制限</p> <p>商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したることにより増加した純資産額は85,070千円であります。</p>	<p>※3. _____</p>												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 8,838,197千円</p>	<p>※1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 8,612,230千円</p>
<p>※2. 関係会社に係る営業外収益 受取利息 3,828千円</p>	<p>※2. 関係会社に係る営業外収益 受取利息 29,479千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	273,420	—	—	273,420
合計	273,420	—	—	273,420
自己株式				
—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月13日 定時株主総会	普通株式	683,550	2,500	平成18年3月31日	平成18年6月14日
平成18年10月19日 取締役会	普通株式	683,550	2,500	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月15日 定時株主総会	普通株式	956,970	利益剰余金	3,500	平成19年3月31日	平成19年6月18日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 5,565,783	現金及び預金勘定 4,069,441
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 —
現金及び現金同等物 <u>5,565,783</u>	現金及び現金同等物 <u>4,069,441</u>

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	工具、器具及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)		工具、器具及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	88,378	38,846	127,225	取得価額相当額	123,976	46,823	170,800
減価償却累計額相当額	46,103	14,579	60,682	減価償却累計額相当額	25,624	23,253	48,878
期末残高相当額	42,275	24,267	66,542	期末残高相当額	98,352	23,569	121,922
<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>				同左			
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内		26,615千円		1年内		47,888千円	
1年超		39,927千円		1年超		74,033千円	
合計		66,542千円		合計		121,922千円	
<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				同左			
3. 支払リース料及び減価償却費相当額				3. 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料		32,686千円		支払リース料		35,678千円	
減価償却費相当額		32,686千円		減価償却費相当額		35,678千円	
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度（平成18年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	98,907	240,220	141,312
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	98,907	240,220	141,312
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		98,907	240,220	141,312

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（平成19年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	98,907	197,160	98,252
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	98,907	197,160	98,252
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		98,907	197,160	98,252

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。



(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金基金制度を設けております。

また、企業年金基金は平成15年4月に設立されたKDD I 企業年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△447,836	△507,074
(2) 年金資産 (千円)	439,403	544,762
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△8,432	37,687
(4) 未認識過去勤務債務 (千円)	△79,259	△72,654
(5) 未認識数理計算上の差異 (千円)	50,450	26,346
(6) 退職給付引当金 (3)+(4)+(5) (千円)	△37,241	△8,619

3. 退職給付費用の内訳

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(1) 勤務費用 (千円)	41,350	44,515
(2) 利息費用 (千円)	7,721	8,956
(3) 期待運用収益 (千円)	△5,873	△8,788
(4) 過去勤務債務の費用処理額 (千円)	△6,604	△6,604
(5) 数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	11,026	7,230
(6) 退職給付費用 (千円)	47,620	45,310

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率 (%)	2.0	2.0
(2) 期待運用収益率 (%)	2.0	2.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の処理年数	14年  (過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	14年  (各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。)	同左

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
固定資産除却費否認	52,092	285
減価償却費超過額	48,440	79,978
未払事業税否認	175,796	187,378
未確定債務否認	55,370	102,635
退職給付費用否認	14,822	3,430
前受金否認	—	117,568
ポイントサービス引当金否認	379,568	426,532
賞与引当金否認	31,537	34,785
貯蔵品評価損否認	756	308
その他	1,719	1,719
繰延税金資産計	<u>760,103</u>	<u>954,622</u>
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	<u>△56,242</u>	<u>△39,104</u>
繰延税金負債計	<u>△56,242</u>	<u>△39,104</u>
繰延税金資産の純額	<u>703,861</u>	<u>915,517</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
法定実効税率	(%)	(%)
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
税額控除に伴う調整額	△2.5	△2.9
その他	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>37.4</u>	<u>37.0</u>

(持分法損益等)

前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	KDD I 株 式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通 信事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 —	兼任 3名	携帯電 話端末 の仕 入、通 信設 備の 購入 及び 保守 の委 託等	業務受託及び アクセスチャ ージ(受取)	538,874	未収入 金	45,975
								その他(受 取)	12,935	未収入 金	11,290
								携帯電話端末 及び関連商品 の購入	9,009,999	買掛金	855,408
								資金の貸付	4,999,828	関係会 社短期 貸付金	4,999,828
								通信システム 等の購入	1,588,099	未払金	252,676
								業務受託及び アクセスチャ ージ(支払)	2,166,728	未払金	19,589
								システム使用 料・保守料	1,094,393	未払金 前払費 用	888,650 1,922
								支援・指導料	515,351	未払金	47,680 48,402
								業務委託回線 料	306,996	未払金	28,246
								システム開発 分担金	288,257	未払金 未収入 金	3,293 2,895
								その他(支 払)	160,216	未払金	21,208

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税額等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 携帯電話端末等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
2. 支援・指導料については、契約に基づき支払っております。
3. 通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	KDD I 株式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通 信事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 —	兼任 3名	携帯電 話端末 の仕 入、通 信設備 の購入 及び保 守の委 託等	業務受託及び アクセスチャ ージ(受取)	550,367	未収入 金	81,720
								貸付金の回収	5,008,154	関係会 社短期 貸付金	9,996,153
								資金の貸付	10,004,479		
								利息の受取	29,479	—	—
								その他(受 取)	5,466	未収入 金	14,597
								携帯電話端末 及び関連商品 の購入	9,179,140	買掛金	1,122,168
								通信システム 等の購入	1,992,619	未払金	141,761
								業務委託及び アクセスチャ ージ(支払)	2,014,552	未払金	16,556
								システム使用 料・保守料	1,045,181	未払金	920,186
								支援・指導料	531,177	未払金	51,973
								業務委託回線 料	461,711	未払金	58,198
								システム開発 分担金	318,650	未払金	—
								その他(支 払)	318,253	未払金	214,592

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税額等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 携帯電話端末等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 支援・指導料については、契約に基づき支払っております。
4. 通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	86,558.74円	1株当たり純資産額	106,802.09円
1株当たり当期純利益金額	22,177.43円	1株当たり当期純利益金額	25,338.15円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成17年9月22日付で株式1株につき2株の株式分割を行っています。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
1株当たり純資産額	67,247.45円		
1株当たり当期純利益金額	18,357.35円		

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益 (千円)	6,074,202	6,927,958
普通株主に帰属しない金額 (千円)	10,450	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(10,450)	(—)
普通株式に係る当期純利益 (千円)	6,063,752	6,927,958
期中平均株式数 (株)	273,420	273,420

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

## ⑥【附属明細表】

## 【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引期末残高 (千円)
有形固定資産							
電気通信事業有形固定資産							
機械設備 (注) 1	23,294,033	2,700,840	123,080	25,871,793	17,746,272	2,123,789	8,125,521
空中線設備 (注) 2	5,447,001	739,126	32,516	6,153,611	2,577,912	310,115	3,575,699
市外線路設備	31,908	—	—	31,908	29,516	519	2,392
土木設備	68,599	—	—	68,599	32,942	1,871	35,657
建物	2,427,946	191,334	23,723	2,595,558	883,696	103,816	1,711,861
構築物	695,912	46,424	6,117	736,219	450,132	46,955	286,087
機械及び装置	811	—	—	811	770	—	40
工具、器具及び備品	256,103	84,352	27,615	312,840	131,292	30,223	181,547
土地	391,106	—	—	391,106	—	—	391,106
建設仮勘定 (注) 3	493,769	3,669,366	3,911,403	251,733	—	—	251,733
合計	33,107,193	7,431,444	4,124,456	36,414,181	21,852,535	2,617,290	14,561,646
附帯事業有形固定資産	218	—	218	—	—	—	—
有形固定資産合計	33,107,411	7,431,444	4,124,674	36,414,181	21,852,535	2,617,290	14,561,646
無形固定資産							
電気通信事業無形固定資産							
施設利用権	145,326	—	—	145,326	84,341	7,274	60,984
ソフトウェア	62,410	32,641	19,500	75,552	33,705	10,841	41,846
借地権	2,000	—	—	2,000	—	—	2,000
電話加入権	4,360	267	—	4,627	—	—	4,627
合計	214,096	32,908	19,500	227,505	118,047	18,116	109,458
附帯事業無形固定資産	1,309	—	1,309	—	—	—	—
無形固定資産合計	215,406	32,908	20,809	227,505	118,047	18,116	109,458
長期前払費用	471,657	117,346	115,937	473,067	236,364	55,128	236,703
長期前払費用合計	471,657	117,346	115,937	473,067	236,364	55,128	236,703

(注) 1. 機械設備の主な増加は、基地局設備及び交換局設備で、主な減少は交換局設備及び基地局設備の除却によるものであります。

2. 空中線設備の主な増加は、通信所(基地局)の鉄塔で、主な減少はアンテナ設備であります。

3. 建設仮勘定の主な増加は、通信設備の新設及び増設によるものであります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	発行総額 (千円)	期首残高 (千円)	当期増減額 (千円)	期末残高 (千円)	発行価格 (円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成年月日 15.2.25	1,500,000	375,000 (375,000)	△375,000	—	100.00	0.75	無担保	平成年月日 19.2.23
計	—	1,500,000	375,000 (375,000)	△375,000	—	—	—	—	—

- (注) 1. 適格機関投資家限定の社債であります。  
 2. ( ) 内書きは、1年以内の償還予定額であります。  
 3. 貸借対照表日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	—	—	—	—

【借入金等明細表】

借入金等の金額が負債及び純資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【引当金明細表】

科目	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額		期末残高 (千円)
			目的使用 (千円)	その他 (千円)	
貸倒引当金 (注) 1, 2	235,764	226,609	188,519	47,244	226,609
退職給付引当金 (注) 1	37,241	45,310	73,932	—	8,619
ポイントサービス引当金 (注) 1	953,689	992,590	874,591	—	1,071,688
賞与引当金 (注) 1	79,240	87,400	79,240	—	87,400
役員賞与引当金 (注) 1	—	11,185	—	—	11,185

- (注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針4.引当金の計上基準に記載しております。  
 2. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替えによる減少額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

(イ) 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	448
預金	
普通預金	4,063,388
別段預金	5,604
小計	4,068,993
合計	4,069,441

(ロ) 売掛金

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
4,381,805	49,227,156	48,996,625	4,612,337	91.40	33.3

(注) 1. 上記金額には消費税等が含まれております。

2. 売掛金については、その大部分が電気通信事業に係わるものであり、電気通信事業法4条「秘密の保護」との関係において、相手先別の内容は記載しておりません。

(ハ) 貯蔵品

品名	金額 (千円)
携帯電話端末機器及び付属品	951,057
販促物品等	16,587
その他	736
合計	968,382

(ニ) 関係会社短期貸付金

貸付先	金額 (千円)
KDD I 株	9,996,153
合計	9,996,153



② 負債の部

(イ) 買掛金

仕入先	金額 (千円)
KDDI ㈱	1,122,168
合計	1,122,168

(ロ) 未払金

項目	金額 (千円)
統合システム使用料	668,191
設備及び工事代金	389,064
外部作業委託料	329,165
回収代行情報料	169,491
広告宣伝費	139,269
販売手数料	111,436
業務回線委託費	92,965
その他	345,369
合計	2,244,952

(ハ) 未払法人税等

項目	金額 (千円)
法人税	1,658,380
住民税	301,508
事業税	472,667
合計	2,432,556

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、10株券及び1株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故そのほかやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL <a href="http://www.au.kddi.com/chiiki/okinawa/index.html">http://www.au.kddi.com/chiiki/okinawa/index.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社は、端株制度の適用を受ける会社ではありますが、現在端株は生じておりません。

2. 端株の買取り

取扱場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  
取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店  
買取手数料 無料

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第15期）（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）平成18年6月13日沖縄総合事務局長に提出。

(2) 半期報告書

第16期中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）平成18年12月15日沖縄総合事務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年6月13日

沖縄セルラー電話株式会社  
取締役会 御中

## 中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 秋山直樹  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加地敬  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月15日

沖縄セルラー電話株式会社  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 秋山直樹  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加地敬  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。